

半期報告書

(第9期中) 自 平成19年1月1日
至 平成19年6月30日

株式会社G A B A

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(941930)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	事業の内容	3
3.	関係会社の状況	3
4.	従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
1.	業績等の概要	4
2.	生産、受注及び販売の状況	6
3.	対処すべき課題	7
4.	経営上の重要な契約等	7
5.	研究開発活動	7
第3	設備の状況	8
1.	主要な設備の状況	8
2.	設備の新設、除却等の計画	8
第4	提出会社の状況	9
1.	株式等の状況	9
(1)	株式の総数等	9
(2)	新株予約権等の状況	12
(3)	ライツプランの内容	19
(4)	発行済株式総数、資本金等の状況	19
(5)	大株主の状況	20
(6)	議決権の状況	21
2.	株価の推移	22
3.	役員の状況	22
第5	経理の状況	23
	中間財務諸表等	24
(1)	中間財務諸表	24
(2)	その他	47
第6	提出会社の参考情報	48
第二部	提出会社の保証会社等の情報	49

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月19日
【中間会計期間】	第9期中(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青野 仲達
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号 (平成19年5月14日をもって本店所在地が東京都目黒区中目黒一丁目1番71号から上記のとおり移転しております。)
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (千円)	—	3,619,274	4,245,928	5,520,960	7,656,325
経常利益 (千円)	—	655,261	344,594	1,115,902	1,425,233
中間(当期)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	—	389,594	201,126	△2,867,120	824,321
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	200,000	592,253	1,800,000	571,521
発行済株式総数 普通株式 (株)	—	40,000	43,636	20,000	43,052
優先株式 (株)	—	320	227	320	320
純資産額 (千円)	—	769,696	1,236,803	380,102	1,947,466
総資産額 (千円)	—	5,669,476	6,431,647	4,165,442	7,022,859
1株当たり純資産額 (円)	—	△60,757.59	△23,994.39	△140,994.88	△29,578.54
1株当たり中間(当期)純利益 又は当期純損失(△) (円)	—	9,739.85	4,308.13	△143,356.01	20,472.29
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	3,685.03	—	16,708.84
1株当たり 配当額 普通株式 (円)	—	—	—	—	—
優先株式 (円)	—	—	—	—	65,254.80
自己資本比率 (%)	—	13.6	19.2	9.1	27.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	1,648,094	276,236	2,215,657	2,407,026
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△366,054	△848,201	△332,519	△848,909
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△3,852	△915,875	13,702	688,393
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	3,817,600	3,298,082	2,539,412	4,785,922
従業員数 (人)	—	285	401	241	351
(外、平均臨時雇用者数)	—	(38)	(43)	(29)	(41)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第8期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 第7期においては、合併に伴い抱合せ株式消却損3,485,479千円を計上しているため、当期純損失2,867,120千円を計上しております。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第8期中間会計期間以前については非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員数（契約社員数を含む）であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。
8. 当社は平成18年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

平成19年6月30日現在

従業員数(名)	401 (43)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（契約社員数を含む）であります。
2. 従業員数欄の（ ）外書は、当中間会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。
3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当中間会計期間末現在において907名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。
4. 従業員数が当中間会計期間において50名増加しておりますが、その主な理由は、L S（ラーニングスタジオ）の新規開設による人員拡充と管理体制強化のための本社の人員増のためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加に加え、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しなどにより、景気は継続して回復基調の中で推移いたしました。他方、当社の事業領域である外国語教室市場は、経済産業省による特定サービス産業動態統計調査によれば、新規入会者数が対前年同期比80%弱で推移するなど、前年に比べて大きく縮小する傾向を示しました。この背景には、一部事業者の不祥事およびそれをめぐる一連の報道による一時的な市場離れがあると思われまます。

このような状況ではあるものの、当社は引き続き、L S（ラーニングスタジオ）の新規開設による拠点エリアの拡大と、L Sの立地改善による規模拡大および利便性の向上に取り組んでまいりました。また、より強固なブランドイメージの構築と認知度向上のため、交通広告とインターネット広告を活用したマーケティング活動を実施するとともに、サービスクオリティの継続的向上のため、カウンセラーおよびインストラクター（講師）に対する各種研修を実施してまいりました。

その結果、当中間会計期間の業績は、以下のようになりました。

クライアント（受講生）数は17,555人（前年同期比16.5%増）となり、売上高4,245,928千円（前年同期比17.3%増）となりました。既存クライアントによるレッスンコースの追加契約数が順調に増加しており、当社では活動の成果として捉えております。しかし、ビジネスの特性上、家賃・人件費が固定的であることや、外国語教室市場の縮小による広告活動をはじめとする費用効率が悪化したことにより、売上原価率47.7%（前年同期に比べて5.4ポイントの上昇）および売上高に対する販管費率44.8%（前年同期に比べて4.5ポイントの上昇）となった結果、経常利益344,594千円（前年同期比47.4%減）となりました。また、特別損失としてL S閉鎖損失引当金繰入額1,637千円を計上したことにより、中間純利益201,126千円（前年同期比48.4%減）となりました。

（注）当社では、大学生・社会人を対象としたスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、小学生を対象としたスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。また、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

当社のこれまでの業績の推移は以下のとおりであります。なお、第6期（平成16年12月期）は、合併に伴い3ヶ月決算となっております。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年6月
売上高（千円）	3,852,138	4,042,491	1,090,788	5,520,960	7,656,325	4,245,928
経常利益（千円）	1,431,180	1,004,404	274,392	1,115,902	1,425,233	344,594
中間（当期）純利益又は当期純損失（△）（千円）	717,769	579,104	113,848	△2,867,120	824,321	201,126
クライアント数（人）	7,795	8,491	8,693	12,102	16,073	17,555
ブース数（ブース）	344	431	442	485	583	648
L S数	17	24	25	27	29	32
L F数	-	-	-	-	1	1

（注）L Fのブース数（6ブース）は、ブース数に含まれております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

（英会話事業）

英会話事業においては、L Sの新規開設による拠点エリアの拡大と、立地改善による利便性の向上に努めてまいりました。また、各種研修によるカウンセリングスキル、インストラクターのレッスンスキルの向上により、満足度の高いサービスの提供に努めてまいりました。

また、当社の新規事業である小学生を対象としたL F（ラーニングフィールド）では、「G a b aグローバル・スターズ」という名称で、ビジネスモデルの整備に努めてまいりました。

関東地区

3月に八王子LS、4月に北千住LSを開設し、同じく4月に二子玉川LSの移転を実施いたしました。これにより関東地区においては26LSとなり、新規需要の開拓に取り組んでまいりました。また、関東周辺のクライアントが、都心の各LSと郊外の各LSを併用して利用できる利便性の高い学習環境の提供に取り組んでまいりました。

関西・中部地区

中部地区での旺盛な需要に応えるため、栄LSに続いて2LS目となる名古屋LSを1月に開設いたしました。

地域別の実績値としては、26LSと1LFを開設している関東は、売上高3,490,263千円（英会話事業売上高比83.5%）、4LSを開設している関西は、売上高513,902千円（英会話事業売上高比12.3%）、2LSを開設している中部は、175,281千円（英会話事業売上高比4.2%）となりました。

また、規模別実績としては、大型LSが売上高の65.4%、小型LSが34.6%を占めております。

その結果、当中間会計期間の売上高は4,179,447千円（前年同期比17.3%増）となりました。

（注）当社では、20ブース以上のLSを大型LS、19ブース以下のLSを小型LSとしております。

（その他事業）

その他事業においては、LSでのレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするため、各種オンライン英語学習教材を提供しております。また、英語コンテンツサイト「Buzzple（バズプル）」内においても、オンライン英語学習教材の一部を販売しております。

その結果、当中間会計期間の売上高は66,480千円（前年同期比20.3%増）となりました。

（2）キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,487,839千円減少（前中間会計期間は1,278,187千円の増加）し、3,298,082千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動により得られた資金は276,236千円（前中間会計期間は、1,648,094千円の収入）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上342,956千円、前受金の増加520,371千円があったものの、法人税等の支払404,388千円、売上債権の増加161,044千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は848,201千円（前中間会計期間は、366,054千円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券取得による支出499,056千円、有形固定資産の取得による支出226,758千円、敷金・保証金の差入による支出110,988千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動により使用した資金は915,875千円（前中間会計期間は、3,852千円の支出）となりました。これは主に、自己株式（優先株式）の取得による支出932,565千円、優先株式の配当金支払による支出20,881千円、新株発行による収入37,572千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
英会話事業	4,179,447	117.3
その他事業	66,480	120.3
合計	4,245,928	117.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			
	期末L S数	期末ブース数	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
関東地区	27	492	3,490,263	114.8
中部地区	2	57	175,281	124.6
関西地区	4	99	513,902	133.9
合計	33	648	4,179,447	117.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 期末L F数 (1 L F) および期末L Fブース数 (6 ブース) は、期末L S数および期末ブース数に含まれております。

ロ) 規模別実績

規模	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			
	期末L S数	期末ブース数	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
大型L S	15	429	2,733,556	120.3
小型L S	18	219	1,445,891	112.0
合計	33	648	4,179,447	117.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 20ブース以上のL Sを大型L S、19ブース以下のL Sを小型L Sとしております。

4. 期末L F数 (1 L F) および期末L Fブース数 (6 ブース) は、期末L S数および期末ブース数に含まれております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において重要な変更または新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) 法令等への対応

- ・当社では、従来よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。特に、当社の提供する英会話レッスンは、「特定商取引に関する法律」における特定継続的役務提供に該当し、同法に基づく規制を受けておりますが、同法を遵守し、公正かつ誠実に運営をするべく、努めております。
- ・平成18年6月の金融商品取引法の成立により、上場企業等は平成20年4月以降に開始する事業年度より、財務報告に係る内部統制を自ら評価しその結果を開示することが義務付けられることになりました。当社においては、平成21年1月より適用開始となりますが、既にプロジェクトチームを発足させており、同法および関連法令等に従うべく、整備を進めてまいります。

(2) 優先株式について

- ・当社は、当中間会計期間末で227株（総額2,270百万円）の優先株式を発行しております。当該株式については、配当負担の軽減および普通株主への利益還元を含む資本政策の自由度を確保するために、早期の取得および消却を進めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積㎡)	構築物	工具 器具 備品	敷金 保証金	合計	
名古屋L S (名古屋市西区)	英会話 その他	教室設備	29,433 (512.92㎡)	229	23,539	48,409	101,611	6
八王子L S (東京都八王子市)	英会話 その他	教室設備	16,087 (182.58㎡)	931	13,823	27,615	58,456	5
北千住L S (東京都足立区)	英会話 その他	教室設備	10,596 (101.04㎡)	4,387	10,460	9,186	34,630	7
二子玉川L S (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	11,936 (218.12㎡)	2,799	16,988	26,128	57,852	6
本社 (東京都目黒区)	—	事務所	38,278 (962.37㎡)	—	5,168	90,828	134,275	143
合計	—	—	106,331 (1977.03㎡)	8,347	69,980	202,166	386,825	167

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
 2. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であります。
 3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 二子玉川L Sの設備取得は、L S移転に伴うものであります。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、「1 主要な設備の状況」の項目に記載しております。

また、立川L S(東京都立川市)につきましては、平成19年8月に完了を予定しておりましたが、9月完了に変更となりました。

(2) 重要な設備の新設等

当中間会計期間において新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の 部門別の 名称	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額	既支払額		着手	完了
恵比寿L S (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	53,363	14,363	増資資金	平成19年7月	平成19年8月
千葉L S (千葉市中央区)	英会話 その他	教室設備	28,712	—	増資資金	平成19年8月	平成19年9月
京都L S (京都市下京区)	英会話 その他	教室設備	86,500	—	増資資金	平成19年10月	平成19年11月

(注) 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

当中間会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月日
広尾L S (東京都港区)	英会話その他	教室設備	10,212	平成19年10月

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 上記除却はL S移転に伴うものであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年9月19日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	43,636	43,650	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1・2
第1回A種優先株式	227	227	非上場	(注)3
計	43,863	43,877	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

① 剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i)平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii)下記に定義する配当年率修正日から次の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (d) 累積条項
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。)については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで(初日および分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権
第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日
取得請求日は、毎年4月14日とする(ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。)。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付けで取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数
取得請求可能株式数は、(i)年度取得予定株式数(以下に定義される。)(ii)会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。
「年度取得予定株式数」は、
(i)平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%(90株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、
(ii)平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0%(240株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii)平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株)から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	859(注) 1	822(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,718(注) 1・2・3	1,644(注) 1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注) 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 12月 1日～ 平成23年 12月 1日(注) 5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,341(注)1	3,338(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,682(注)1・2・3	6,676(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,706	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成24年12月14日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②乃至④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には、発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②乃至④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして、調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
- イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
- ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率又は移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
- ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
- ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換又は株式移転の際に当社取締役会の決議において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12 (注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日 (注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める

株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	159(注)1	157(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	318(注)1・2・3	314(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成23年12月1日 (注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
- ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑦ 第7回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注) 1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
- ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年3月29日 (注) 1	△93	43,279	—	571,521	—	421,521
平成19年1月1日～ 平成19年6月30日 (注) 2	584	43,863	20,732	592,253	20,732	442,253

- (注) 1. 平成19年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成19年3月23日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式93株を、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式総数が93株減少しております。
2. 新株予約権行使による増加であります。
3. 平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が14株、資本金及び資本準備金が497千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 (注) 1	東京都中央区京橋1丁目2番1号	26,390	60.47
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,437	5.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注) 2	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,765	4.04
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1番19号	800	1.83
三和シャッター工業株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号	685	1.56
青野 仲達	東京都目黒区	600	1.37
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号	574	1.31
佐藤 晴朗	東京都港区	423	0.96
須原 清貴	東京都世田谷区	344	0.78
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) (注) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	334	0.76
計	—	34,352	78.72

- (注) 1. 前事業年度末現在主要株主であったテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合が平成19年5月30日付で解散し組合の持分が出資者に分配されたため、当該組合は当中間会計期間末では主要株主ではなくなり、当該組合の出資者であったエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社が主要株主となっております。
2. 日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。
3. モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド両社の代理人であるモルガン・スタンレー証券株式会社から、平成19年6月15日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	2,492	5.71
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	350	0.80
計	—	2,842	6.51

② 第1回A種優先株式

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	142	62.56
有限会社ジュピターインベストメント	東京都港区西麻布3丁目20番16号 西麻布アネックス	85	37.44
計	—	227	100

(注) 第1回A種優先株式は無議決権株式であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 227	—	A種優先株式の内容は、 「1 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数等」の 「② 発行済株式」の注記3. に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,636	43,636	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,863	—	—
総株主の議決権	—	43,636	—

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	247,000	255,000	224,000	203,000	174,000	157,000
最低(円)	205,000	200,000	165,000	141,000	98,600	111,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）及び当中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年10月30日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		3,817,600		3,298,082		4,785,922	
2. 売掛金		226,223		333,035		171,991	
3. たな卸資産		81,641		94,571		83,667	
4. その他		139,338		208,930		217,733	
流動資産合計		4,264,804	75.2	3,934,619	61.2	5,259,315	74.9
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1. 建物		575,659		747,450		662,708	
減価償却累計額		74,496	501,162	100,889	646,561	87,610	575,098
2. 構築物		58,738		55,801		48,123	
減価償却累計額		11,163	47,575	12,492	43,308	10,663	37,460
3. 工具器具備品		278,073		549,811		443,645	
減価償却累計額		76,461	201,612	156,594	393,217	109,699	333,945
有形固定資産合計		750,350	13.2	1,083,087	16.8	946,504	13.5
(2) 無形固定資産		95,573	1.7	120,560	1.9	120,478	1.7
(3) 投資その他の資産							
1. 投資有価証券		—		499,384		—	
2. 敷金・保証金		533,564		772,095		675,300	
3. その他		25,184		21,900		21,260	
投資その他の資産 合計		558,748	9.9	1,293,380	20.1	696,560	9.9
固定資産合計		1,404,672	24.8	2,497,027	38.8	1,763,544	25.1
資産合計		5,669,476	100.0	6,431,647	100.0	7,022,859	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		16,588		6,842		6,918	
2. 未払金		217,444		300,457		259,398	
3. 未払費用		317,189		168,507		251,057	
4. 未払法人税等		311,480		153,055		462,365	
5. 前受金		3,925,687		4,363,414		3,843,042	
6. L S 閉鎖損失引当金		63,734		15,992		55,627	
7. 賞与引当金		—		119,375		129,299	
8. その他	※1	47,654		67,197		67,683	
流動負債合計		4,899,780	86.4	5,194,843	80.8	5,075,393	72.3
負債合計		4,899,780	86.4	5,194,843	80.8	5,075,393	72.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		200,000	3.5	592,253	9.2	571,521	8.1
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		50,000		442,253		421,521	
(2) その他資本剰余金		3,150,000		976		3,150,000	
資本剰余金合計		3,200,000	56.4	443,229	6.9	3,571,521	50.9
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△2,630,303		201,126		△2,195,575	
利益剰余金合計		△2,630,303	△46.3	201,126	3.1	△2,195,575	△31.3
株主資本合計		769,696	13.6	1,236,609	19.2	1,947,466	27.7
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		—		194		—	
評価・換算差額等 合計		—	—	194	0.0	—	—
純資産合計		769,696	13.6	1,236,803	19.2	1,947,466	27.7
負債・純資産合計		5,669,476	100.0	6,431,647	100.0	7,022,859	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)		当中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		3,619,274	100.0	4,245,928	100.0	7,656,325	100.0
II 売上原価		1,530,553	42.3	2,024,954	47.7	3,276,433	42.8
売上総利益		2,088,720	57.7	2,220,974	52.3	4,379,892	57.2
III 販売費及び一般 管理費		1,460,368	40.3	1,903,088	44.8	2,951,951	38.6
営業利益		628,351	17.4	317,885	7.5	1,427,941	18.7
IV 営業外収益	※1	26,974	0.7	27,638	0.6	51,600	0.7
V 営業外費用	※2	64	0.0	929	0.0	54,308	0.7
経常利益		655,261	18.1	344,594	8.1	1,425,233	18.6
VI 特別利益	※3	57,357	1.6	—	—	57,357	0.8
VII 特別損失	※4	61,567	1.7	1,637	0.0	97,953	1.3
税引前中間(当期) 純利益		651,051	18.0	342,956	8.1	1,384,637	18.1
法人税、住民税及び 事業税		254,961		97,337		619,341	
法人税等調整額		6,495	261,457	44,492	141,830	△59,025	560,315
中間(当期)純利益		389,594	10.8	201,126	4.7	824,321	10.8

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成17年12月31日残高 (千円)	1,800,000	1,600,000	—	1,600,000	△3,019,897	△3,019,897
中間会計期間中の変動額						
無償減資	△1,600,000		1,600,000	1,600,000		
資本準備金の取崩額		△1,550,000	1,550,000	—		
中間純利益					389,594	389,594
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△1,600,000	△1,550,000	3,150,000	1,600,000	389,594	389,594
平成18年6月30日残高 (千円)	200,000	50,000	3,150,000	3,200,000	△2,630,303	△2,630,303

	株主資本	
	株主資本合計	純資産合計
平成17年12月31日残高 (千円)	380,102	380,102
中間会計期間中の変動額		
無償減資	—	—
資本準備金の取崩額	—	—
中間純利益	389,594	389,594
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	389,594	389,594
平成18年6月30日残高 (千円)	769,696	769,696

当中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年12月31日残高 (千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	20,732	20,732		20,732		
繰越利益剰余金の填補			△2,195,575	△2,195,575	2,195,575	2,195,575
剰余金の配当			△20,881	△20,881		
中間純利益					201,126	201,126
自己株式の取得						
自己株式の消却			△932,565	△932,565		
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	20,732	20,732	△3,149,023	△3,128,291	2,396,702	2,396,702
平成19年6月30日残高 (千円)	592,253	442,253	976	443,229	201,126	201,126

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高 (千円)	—	1,947,466	—	—	1,947,466
中間会計期間中の変動額					
新株の発行		41,464			41,464
繰越利益剰余金の填補		—			—
剰余金の配当		△20,881			△20,881
中間純利益		201,126			201,126
自己株式の取得	△932,565	△932,565			△932,565
自己株式の消却	932,565	—			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)			194	194	194
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	△710,856	194	194	△710,662
平成19年6月30日残高 (千円)	—	1,236,609	194	194	1,236,803

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成17年12月31日残高 (千円)	1,800,000	1,600,000	—	1,600,000	△3,019,897	△3,019,897
事業年度中の変動額						
新株の発行	371,521	371,521		371,521		
無償減資	△1,600,000		1,600,000	1,600,000		
資本準備金の取崩額		△1,550,000	1,550,000	—		
当期純利益					824,321	824,321
事業年度中の変動額合計 (千円)	△1,228,479	△1,178,479	3,150,000	1,971,521	824,321	824,321
平成18年12月31日残高 (千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575

	株主資本		純資産 合計
	株主 資本 合計		
平成17年12月31日残高 (千円)	380,102		380,102
事業年度中の変動額			
新株の発行	743,042		743,042
無償減資	—		—
資本準備金の取崩額	—		—
当期純利益	824,321		824,321
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,567,363		1,567,363
平成18年12月31日残高 (千円)	1,947,466		1,947,466

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税引前中間(当期)純利益		651,051	342,956	1,384,637
2. 減価償却費		53,521	86,266	121,601
3. 長期前払費用償却額		2,166	1,852	4,147
4. 受取利息		△0	△136	△0
5. L S閉鎖損失引当金の増減額 (減少△)		38,610	△9,064	30,503
6. 賞与引当金の増減額 (減少△)		—	△9,923	129,299
7. 固定資産除却損		7,965	—	41,420
8. 損害補償利益		△57,357	—	△57,357
9. 上場関連費用		—	—	54,013
10. 株式交付費		—	745	—
11. 売上債権の増減額 (増加△)		△47,760	△161,044	6,472
12. たな卸資産の増減額 (増加△)		△20,761	△10,904	△22,786
13. 営業保証金の増減額 (増加△)		66,694	—	66,734
14. 仕入債務の増減額(減少△)		8,361	△75	△1,308
15. 未払金の増減額(減少△)		16,881	39,056	69,902
16. 未払費用の増減額(減少△)		84,960	△82,549	18,828
17. 未払消費税等の増減額(減少△)		△36,276	△16,736	△16,704
18. 前受金の増減額(減少△)		1,013,267	520,371	930,622
19. 預り金の増減額(減少△)		877	16,250	1,666
20. その他		10,625	△36,471	6,027
小計		1,792,829	680,593	2,767,720
利息及び配当金の受取額		0	31	0
損害補償による収入		57,357	—	57,357
法人税等の支払額		△202,093	△404,388	△418,051
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,648,094	276,236	2,407,026

		前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1. 有形固定資産の取得による支出		△211,991	△226,758	△499,017
2. 無形固定資産の取得による支出		△4,971	△22,722	△38,099
3. 投資有価証券の取得による支出		—	△499,056	—
4. 敷金・保証金の差入れによる支出		△161,172	△110,988	△344,254
5. 敷金・保証金の回収による収入		13,650	14,159	34,031
6. その他		△1,569	△2,835	△1,569
投資活動によるキャッシュ・フロー		△366,054	△848,201	△848,909
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1. 株式の発行による収入		—	37,572	692,245
2. 新株発行による支出		△3,852	—	△3,852
3. 自己株式の取得による支出		—	△932,565	—
4. 配当金の支払額		—	△20,881	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,852	△915,875	688,393
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少△)		1,278,187	△1,487,839	2,246,509
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,539,412	4,785,922	2,539,412
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※1	3,817,600	3,298,082	4,785,922

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) — (2) たな卸資産 ① 教材 移動平均法による原価法を採用しております。 ② 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 有価証券 ① その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (2) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左	(1) — (2) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間会計期間末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 L S 閉鎖に伴う原状回復等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。 (3) —	(1) 貸倒引当金 同左 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当中間会計期間に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。 (追加情報) 従来は、取締役会決議により従業員賞与の支給が決定された場合に賞与の未払計上をしておりましたが、平成18年10月に内規による支給基準、支給額の算定方法が整備されたことにより、当事業年度より賞与引当金を計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
5. 収益の計上基準	受講料は受講期間に応じて収益を計上し、教材は教材提供時に、また入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。	同左	同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
8. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は769,696千円であります。 中間財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。 1 前事業年度における「資本の部」は、当中間会計期間から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当中間会計期間においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当中間会計期間から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,947,466千円であります。 財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。 1 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
—	(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当中間会計期間から、法人税法の改正 ((所得税法等の一部を改正する法律 平成19 年 3月30日 法律第6号) 及び (法人税法施 行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30 日 政令第83号)) に伴い、平成19年 4月 1 日以降に取得したものについては、改正後の 法人税法に基づく方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であり ます。	—

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺 のうえ、流動負債「その他」に含めて表 示しております。	※1 同左	※1 —

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 23,883千円 催事参加料 2,886千円	※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 24,466千円 催事参加料 1,940千円	※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 41,009千円 催事参加料 9,776千円
※2 営業外費用の主要項目 —	※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 745千円	※2 営業外費用の主要項目 上場関連費用 54,013千円
※3 特別利益の主要項目 損害補償金 57,357千円	※3 特別利益の主要項目 —	※3 特別利益の主要項目 損害補償金 57,357千円
※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 9,807千円 L S閉鎖損失引当金繰 入額 51,760千円 計 61,567千円 なお、固定資産除却損の内容は次の とおりであります。 建物 4,723千円 構築物 1,304千円 工具器具備品 1,937千円 原状回復費 1,841千円 計 9,807千円	※4 特別損失の主要項目 L S閉鎖損失引当金繰 入額 1,637千円	※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 54,300千円 L S閉鎖損失引当金繰 入額 43,653千円 計 97,953千円 なお、固定資産除却損の内容は次の とおりであります。 建物 25,424千円 構築物 13,238千円 工具器具備品 2,757千円 原状回復費 12,879千円 計 54,300千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 41,091千円 無形固定資産 12,430千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 71,637千円 無形固定資産 14,629千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 97,463千円 無形固定資産 24,137千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	20,000	20,000	—	40,000	(注)
A種優先株式(株)	320	—	—	320	
合計	20,320	20,000	—	40,320	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、株式1株につき2株の株式分割による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

(注) 1. 上表の新株予約権は、すべて権利行使日が到来しておりません。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当中間会計期間（自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	43,052	584	—	43,636	(注) 1
A種優先株式(株)	320	—	93	227	(注) 2
合計	43,372	584	93	43,863	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加584株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の株式数の減少93株は、平成19年3月29日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	—	93	93	—	(注)
合計	—	93	93	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成19年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また、減少は、平成19年3月29日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月21日取締役会	A種優先株式	20,881	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

前事業年度（自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	20,000	23,052	—	43,052	(注)
A種優先株式(株)	320	—	—	320	
合計	20,320	23,052	—	43,372	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23,052株は、株式1株につき2株の株式分割による増加20,000株、公募による新株発行に伴う増加3,000株、新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加52株であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期以降となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月21日 取締役会	A種優先株式	20,881	資本剰余金	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成18年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成19年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 (平成18年12月31日現在)
現金及び預金勘定 3,817,600千円 現金及び現金同等物 3,817,600千円	現金及び預金勘定 3,298,082千円 現金及び現金同等物 3,298,082千円	現金及び預金勘定 4,785,922千円 現金及び現金同等物 4,785,922千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額
<u>工具器具備品</u>	<u>工具器具備品</u>	<u>工具器具備品</u>
取得価額相当額 12,141千円 減価償却累計額相当額 8,830千円 中間期末残高相当額 3,311千円	取得価額相当額 7,462千円 減価償却累計額相当額 6,715千円 中間期末残高相当額 746千円	取得価額相当額 12,141千円 減価償却累計額相当額 10,161千円 期末残高相当額 1,980千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
1年内 2,637千円 1年超 776千円 合計 3,413千円	1年内 776千円 1年超 — 合計 776千円	1年内 2,050千円 1年超 — 合計 2,050千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額
支払リース料 2,667千円 減価償却費相当額 2,287千円 支払利息相当額 71千円	支払リース料 1,287千円 減価償却費相当額 1,233千円 支払利息相当額 13千円	支払リース料 4,056千円 減価償却費相当額 3,618千円 支払利息相当額 97千円
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期へ の配分方法は利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同左	5. 利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
投資信託等	499,056	499,384	328
合計	499,056	499,384	328

前事業年度末 (平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
 前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)
 スtock・オプションの内容及び規模

決議年月日	平成18年 1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年 1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数 (注) 2	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間 (注) 1	平成18年1月31日～平成28年1月31日	平成18年4月20日～平成28年4月19日
権利行使価格 (注) 2	250,000	250,000
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 1. 当中間会計期間末の未行使残は、行使条件を満たしていません。

なお、行使条件は以下のとおりです。

① 第6回新株予約権

- イ. 当社が新規株式公開をした場合、当社が当事者となる合併契約書を承認した場合またはテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合(以下、「A」という。)が保有する全ての当社株式を譲渡する株式譲渡契約書を締結した場合のいずれかに該当した場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新規株式公開に該当する場合は新規株式公開の日から5年が経過する日まで、合併契約書承認に該当する場合は合併期日まで、Aによる株式譲渡契約書締結に該当する場合は株式譲渡実行日(クロージング日)までの間のみ新株予約権を行使できるものとする。なお、合併契約書承認に該当し新株予約権が行使されたにもかかわらず合併に至らなかった場合、およびAによる株式譲渡契約書締結に該当し新株予約権が行使されたにもかかわらず株式譲渡がクロージングに至らなかった場合は、当社またはAは、当該新株予約権の行使によって発行された全株式を当該行使価額をもって買取ることができるものとする。
- ロ. 本権利行使期間に行使できる新株予約権は、本契約締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。ただし、当社が当事者となる合併契約書を承認した場合またはAが保有する全ての当社株式を第三者に譲渡する株式譲渡契約書を締結した場合は、承認または締結の時点で行使可能枠を100%とする。
- ハ. 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ニ. その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第7回新株予約権

- イ. 同上
- ロ. 同上
- ハ. 同上
- ニ. 同上

ホ. 期間経過による行使可能枠に加え、本権利行使期間に行使できる新株予約権は投資IRR達成値によっても限定され、本権利行使期間に行使できる新株予約権の割合（発行する新株予約権の総数に対する割合）は、新規株式公開に該当する場合は新規株式公開の日から以後3ヶ月間の終値平均価格を基準とし、当社の取締役会における2/3以上の賛成による承認を得て行使可能となった場合は当該取締役会承認日の公募価格を基準とし（但し、当該承認後、新規株式公開に至り、新規株式公開の日から3ヶ月間経過後に行使する場合は、新規株式公開の日から3ヶ月間の終値平均価格を投資IRR達成値の基準として選択することができるものとする。）、合併契約書承認に該当する場合は当社が合併契約書を承認した日、Aによる株式譲渡契約書締結に該当する場合はAが株式譲渡契約書を締結した日をそれぞれ基準日として、それぞれの場合において平成16年6月30日時点の株式時価総額を28億2400万円とした場合の投資IRR達成値に応じて下記の通り定められる掛け率を、ロ）の期間経過による行使可能枠に乗じて算出される。

記

投資IRR達成値	掛け率
70% < IRR	100%
65% ≤ IRR < 70%	90%
60% ≤ IRR < 65%	80%
55% ≤ IRR < 60%	70%
50% ≤ IRR < 55%	60%
45% ≤ IRR < 50%	50%
40% ≤ IRR < 45%	40%
35% ≤ IRR < 40%	30%
30% ≤ IRR < 35%	20%
25% ≤ IRR < 30%	10%
IRR < 25%	0%

(注) 2. 株式の付与数および権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当中間会計期間（自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年 3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年 3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年 1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年 1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 6

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前				
期首	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
期首	2,196	7,470	—	—
権利確定	—	—	346	30
権利行使	4	48	—	—
失効	280	—	18	—
未行使残	1,912	7,422	328	30

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

(単位：円)

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (注)	71,000	71,000	250,000	250,000
行使時平均単価	205,000	237,375	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
<p>1株当たり純資産額 △60,757円59銭 1株当たり 中間純利益 9,739円85銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、未行使の新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、前中間会計期間との比較は行っておりません。</p> <p>1株当たり純資産額 △70,497円44銭 1株当たり 当期純損失 71,678円00銭</p>	<p>1株当たり純資産額 △23,994円39銭 1株当たり 中間純利益 4,308円13銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 3,685円03銭</p> <p>—</p>	<p>1株当たり純資産額 △29,578円54銭 1株当たり 当期純利益 20,472円29銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 16,708円84銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、当社株式が上場した平成18年12月1日以前に消滅した新株予約権については、相当する期中平均株価が把握できないため普通株式増加数に含めておりません。</p> <p>当社は、平成18年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 △70,497円44銭 1株当たり 当期純損失 71,678円00銭</p>

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	769,696	1,236,803	1,947,466
普通株式に係る期末(中間会計期間末) 純資産額 (千円)	△2,430,303	△1,047,019	△1,273,415
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額 と1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る期末(中間会計期間末)の 純資産との差額の主要な内訳			
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余 財産分配請求権が優先的な株式の払 込金額 (千円)	3,200,000	2,270,000	3,200,000
ロ. 優先配当額 (千円)	—	13,823	20,881
普通株式の発行済株式数 (株)	40,000	43,636	43,052
普通株式の自己株式数 (株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (株)	40,000	43,636	43,052

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (千円)	389,594	201,126	824,321
普通株式に係る中間 (当期)純利益 (千円)	389,594	187,302	824,321
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先配当額 (千円)	—	13,823	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	40,000	43,476	40,265
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	—	7,351	9,069
(うち新株予約権)	—	(7,351)	(9,069)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含ま れなかった潜在株式の概要	—	新株予約権2種類 (新株予約権の数174個 新株予約権の目的とな る株式の数348株)	新株予約権2種類 (新株予約権の数179個 新株予約権の目的とな る株式の数358株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
—	—	<p>1. その他資本剰余金の処分</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第42条および会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり剰余金を処分することを決議し、同日に処理されました。</p> <p>(1) 目的 繰越利益剰余金のマイナス解消</p> <p>(2) 減少する剰余金の項目とその額： その他資本剰余金 2,195,575千円</p> <p>(3) 増加する剰余金の項目とその額： 繰越利益剰余金 2,195,575千円</p> <p>2. 取得条項付(第1回A種優先株式)の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成19年3月23日に取得致しました。</p> <p>また、平成19年3月29日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容</p> <p>(イ) 取得日 平成19年3月23日</p> <p>(ロ) 取得する株式の種類 A種優先株式</p> <p>(ハ) 取得株式の総数 93株</p> <p>(ニ) 取得価額 1株につき 10,027,587円94.6銭</p> <p>(ホ) 取得価額の総額 932,565,680円</p> <p>(ヘ) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 株式会社ジュピターインベストメント (取得株式数：35株)</p> <p>(ト) 消却日 平成19年3月29日</p> <p>(チ) 消却額 932,565,680円</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成19年5月30日関東財務局に提出。

企業内容等の開示に関する内閣布令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年10月24日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直仁 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月18日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。